

# 乖離していく主体——行為の因果説の帰趨

大庭 健\*

## 目次

行為の因果説

### 1. 行為の因果説の問題点

原因と理由 概念的次元の違い

### 2. 理由（わけ）という概念を糸とする論理空間

理由という概念

因果の空間

理由の空間と因果の空間

行為とは、誰かがすることであって、たんに何かに起こることではない。「手が上がる」という出来事が誰かに生じたなら、まずは、その原因が問われる。しかし誰かが「手を挙げた」のなら、それはたんなる出来事ではなく行為なのだから、問わるべきことは、そうする理由（わけ）である。これは、行為という概念に属することがらであって、行為の諸理論に先行する文法的事項である、云々。

こうした「出来事と行為」、「原因と理由」という区別は、常識においてももちろん哲学においても、長らく当然とされてきた。しかし、今やそうではない。少なくとも哲学においては、そうではなくなった。ほとんどの人が異口同音に指摘しているように、デイヴィッドソンによる行為の因果

---

\*専修大学文学部教授

説とともに、「潮目が変わった」(Ginet)<sup>1)</sup>。しかし、潮目が変わったのは、行為の哲学においてだけではない。潮目が変わるまえ、いや変わってからもしばらくは、当のデイヴィッドソンをも主たる主唱者として、言語の哲学・心の哲学においては、心的内容の規範依存性が重視されていた。ところが行為の因果説とともに、こうした規範依存性が徐々に、しかし結果的には大幅に骨抜きにされ、その挙句「理由の空間」を「因果の空間」に還元してそっくり回収しようとする、あからさまな自然主義・物理主義に油が注がれたのではあるまいか。本稿では、この疑念に発して、行為の因果説にはらまれる問題を考えてみたい。

### 行為の因果説

欲求や信念といった心的な要因が、行為の理由(わけ)を構成し、行為はそうした理由によって合理化・正当化される。行為の因果説は、この事実を否定するのではない。しかし、理由による合理化だけでは、行為の構成的な特質が与えられない、とこの説は主張する。他方また、行為の本質は理由によって合理化・正当化されうることだ、と考える哲学者も、行為に原因があることを必ずしも否定しない<sup>2)</sup>。この限りで言えば、行為の原因を問わない行為論はきわめて少ない。しかし、行為論の「潮目を変えた」因果説は、行為には原因がある、という一般論ではない。デイヴィッドソンを嚆矢とする因果説とは、

身体運動が行為であるために必要な条件は、それを合理化する理由が原因となって、引き起こされていることである

という哲学的主張である。

では、彼はどうして「行為を正当化する理由は、行為の原因である」と主張したのだろうか。行為を正当化しうる理由は様々に可能であって、ど

れが実際の理由であったかが非決定的だ、というのが彼のあげる論拠であった<sup>3)</sup>。しかし、彼の仕事の全体を見ると、これが論拠とされたということは、理解しにくい。というのも彼は、言語哲学・哲学的意味理論においては「根元的解釈の非決定性」を極めて重視し、さればこそ「話者は合理的に推論しているとして解釈せよ」という規範（「寛容の原理」）なしには話者の信念や欲求を特定できない、と強調していたからである<sup>4)</sup>。そうした心的態度に特有の非決定性も、行為の理由や信念形成の理由にかぎっては、因果関係によって決着がつく、と主張したいのなら、更なる論拠が必要であろう。しかし、彼の議論の進みゆきからは、それが読み取りがたい。むしろ、ここには自然主義の引力という、論理外の要因が作用しているのではないかとさえ疑われる。

そこで本稿では、「原因」という概念と「理由」という概念の違いにそくして、行為の因果説にはらまれている問題を検討し、その背景に見え隠れしている自然主義（物理主義）の問題性を考えたい。しかし、本論に入る前に、行為の因果説をめぐる問題状況を、ごく概括的に確認しておく。

## 1. 行為の因果説の問題点

デイヴィッドソンの行為の因果論は、当初から諸方面からの批判にさらされた。とりわけ認知科学に立脚する心の哲学の側からは、まずかなり早い段階で、

「心的因果（mental causation）」というアイディアに、実質的な内容をもたせようとする、心的現象・状態は、因果的に無力なたなる随伴現象でしかなくなる、

という疑義が出された (Kim, J.)<sup>5)</sup>。簡単にまとめるなら、1. 物理世界が因果的に閉じていること (つまり、物理事象を引き起こす原因も・物理事象の結果として引き起こされるものも、また物理事象であること) を認め、2. 単一事象が複数の異なる原因をもつことはないこと (過剰決定の否定) を認めるなら、心的事象がなにごとかの原因となっていると見えるときでも、じつはその心的事象が上乗り (supervene) している脳状態が真の原因なのであって、心的事象は、たんにその脳状態に随伴しているにすぎない、とする疑義であり、デイヴィッドソンが確保しようとした心についてのミニマムな実在論は成立しない、とする疑義である。

この疑義は、見られるように、信念・欲求といった理由となる個々の心的状態がそれぞれ特定の脳状態によって実現されている、と仮定する、古典的な計算主義・表象主義に親和的な心の哲学を前提としている。そのため、それらを批判するコネクションニズムの台頭とともに、

信念・欲求といった命題的態度は、それぞれに特有の脳状態と対応してはいないのだから、各々の命題的態度に固有の因果力という観念は、幻想である、

という懸念が生じてくる<sup>6)</sup>。これら一連の問題は、脳と心を考えるときには避けて通れない問題だが、ここでは論じない。本稿では、むしろ行為論により内在的な問題だけを扱うが、本稿で上記の脳・心問題に立ち入らない理由も明らかになると思う。

冒頭でも示唆したように、行為の因果説といってもそれ自体かなり多様であるが、以下では「理由が原因である」というタイプの、デイヴィッドソンの提案になる因果説だけを扱う。したがって、理由以外の原因をあげる行為論、たとえば「行為者因果 (agent causation)」の概念による行為論や、意志の因果作用を重視する伝統的な行為論も、ここでは考察しない。

そのうえでさらに、ここでは身体を動かすだけの、いわゆる基礎行為 (basic action) のみに焦点をあてる。さもないと、腕を伸ばしてスイッチをオンにする行為、といった単純な行為でさえ、因果関係なしには成り立たないと思われてくる。というのも、腕の伸展からスイッチへの圧力に到る因果関係がなければ、腕を伸ばしてスイッチを押すという行為は、藁にすがって這い上がるのと同断でしかなくなるからである<sup>7)</sup>。

さて、以上のようなタイプの行為の因果説によれば、その行為を合理化 (正当化) する理由が原因でありさえすれば、意図的な行為が遂行されたことになる。しかし、多くの論者が整理しているように、ここには少なくとも二つの問題がある<sup>8)</sup>。第一に、原因から結果にいたるルートの多様性を考えるなら、理由と行為が因果関係でつながってさえすれば意図的な行為が遂行されている、とは言い難い。このことは、いわゆる「逸脱因果 (deviant causation)」という形で、当のデイヴィッドソン自身によって問題化されたとおりである<sup>9)</sup>。彼があげた事例でいえばこうなる。ある人が、ある欲求と信念をいだいて行為を意図したとき、その意図を自ら自覚したかゆえにかえって気が動転し、そのために生じた反応によって身体が動いて、結果的にその意図が実現したとする。このとき、理由となる信念・欲求と振舞いのあいだには因果関係が成立してはいるが、しかし、その振舞いにおいて意図的な行為が遂行されてはいない。

では、理由と行為をつなぐ因果関係に何らかの制約を課すならば、この逸脱因果の問題を解消できるだろうか。しかし、そうした制約の見込みにかんして、デイヴィッドソン自身はきわめて悲観的である<sup>10)</sup>。もちろん、そうした彼自身のスタンスとは独立に、理由と行為をつなぐ因果関係に制約をかけることによって、意図的な行為のための十分な条件を画定することによって、逸脱因果の問題に対処しようとする試みは、重ねられている<sup>11)</sup>。こうした試みには、学ぶべきことも多々存在するが、逸脱因果の問題は、

そうした（どちらかといえば技術的な）対処ですませうとは考えられない。というのも、逸脱因果の問題とは、端的に言って、理由から行為にいたる状態遷移において、当の主体が能動的な役割を果たしていない、というところに由来しているからである。

理由が原因となって動作が引き起こされ、その動作は、その理由によって合理化・正当化されうるとしよう。しかし、そうした因果関係があるというだけなら、そこでの過程が、随意的動作なのか・不随意的反射なのかも分からないし、かりに随意的動作だったとしても意図的な行為なのか・非意図的なのか、といったことも分からない。理由が原因となったというだけだとしたら、こうした諸種のレベルの相違にかんして、無記にとどまる。したがって、その過程がそもそも行為主体が「した」行為なのか、それともその人において「起こった」ことなのか、という区別すら成立しない。つまり、行為の因果説にしたがうなら、理由によって合理化される動作が引き起こされる過程そのものにかんしては、そう行為する主体の関与は要請されていない。

したがって、逸脱因果の問題とは、まさしく行為の因果説における「行為主体の不在 (absent agency)」という第二の、より根本的な、問題の系に他ならない。そうだとすると、逸脱因果の問題への対処にかんしてデイヴィッドソン自身が悲観的だということは、かなり重大な意味をもちうる。というのも他でもない。根本問題の一つの系として出てきた問題の解決にかんして悲観的だということは、大元の根本問題はさらに深刻だということをも示唆しうるからである。

しかも厄介なことに、この第二の根本的な問題は、デイヴィッドソン自身が、行為の因果説を提唱したのちに露になったのではなく、彼が提唱する過程において、メルデンによる因果説批判への言及をつうじて十分に自覚されていた問題でもあった。メルデンによれば、行為が心的事象を原因

として引き起こされるのなら、それは行為であるよりもむしろ、「その人のうちで・その人に起こる出来事 (happening)」でしかない。したがってその場合には、行為主体であるはずの人も、そうした「出来事に翻弄される犠牲者にすぎない」<sup>12)</sup>。デイヴィッドソンの行為の因果説は、メルデンのこの懸念への応答をも目指していたのだが、この懸念を解消するよりも、むしろ再燃を促すものであった。

実際、彼の因果説が「標準ストーリー」となって普及したのちに、たとえばヴェレマンは、こう論じた。

デイヴィッドソンを嚆矢とする「標準的ストーリーにあっては・  
・心理的・生理的な出来事 (event) が人物の内部で役割を果たしているが、当の人物は、そうした出来事が起こるアリーナでしかない。彼は何の能動的な役割も果たしていない」<sup>13)</sup>。

こうした「行為主体の不在」という問題に対して、あるいは、こう応じることも考えられるかもしれない。いわく、原因となる理由は、当の主体が抱いている理由なのだから、主体が不在であるわけではない、と<sup>14)</sup>。しかし、こうした対処では事は解決すまい。「主体の不在」という問題は、理由をいだいている主体が誰なのかが示されていないとか、あるいは行為過程が主体の自己意識の範囲外にとどまる可能性がある、といった問題ではない。動作を行為として合理化する理由が、実際に当人によって抱かれており、しかも当人自身がそのことを鋭敏に自覚していたとしても、当人が、理由から行為への因果連鎖において「何ら能動的な役割を果たしていない」(Velleman) ことは十分にありうる。これが問題なのである。

「自分の手が伸びつつある」と、自分の振舞いを一人称でモニターしているにもかかわらず、当人は手の伸展にたいして全くの傍観者であるかのように、なんら能動的に関与しない。これは、精神医学的には「乖離 (split-

ting)」と呼ばれる病理の症候であるが、こうした事態にあっては、いだかれていた理由も本人のものであり、そこから行為に到る因果もまた本人の内部のみで起こっているにもかかわらず、モランの言い方を借りるなら「しているのは私だ」という引き受け（endorsement）が欠落しており、主体の能動的な関与は不在である<sup>15)</sup>。

さらに厄介なことに、行為主体の不在という問題は、行為の自由の問題とも分ちがたく絡み合っている。このことはデイヴィッドソン自身が、行為の因果説を提唱した最も初期の論文において、メルデンの因果説批判にこたえて述べているとおりであるが<sup>16)</sup>。これは極め付きの面倒な問題なので、本稿で論じることはできない<sup>17)</sup>。

見られるように、因果過程における主体の不在という問題は、かなり深刻である。逸脱因果という第一の問題にかんしては、デイヴィッドソン自身は、因果関係に制約を課すことによって問題を解決しようとする試みについて、投げやりとも思えるほど悲観的であった。では、この問題の大元である「主体の不在・不要」という問題にかんしてはどうなのだろう。因果関係を縛ることによって逸脱因果を排除することはできないとしても、「主体の不在」という問題は、それとは独立には別の仕方でも対処できるのだろうか。では、理由による合理化と因果関係という、二種類の関係について、どう考えればそう言えるのだろうか。以下、「行為主体の不在」という問題にそくして、多少原理的に考えてみたい。

### 原因と理由 概念的次元の違い

信念・欲求といった心的態度を主体に帰属させるにあたっては、そのときの状況と・そこでの主体の振る舞いだけからは、どういう内容の態度を帰属させるのがいいかは、一通りには定まらない。冒頭で触れたように、デイヴィッドソンはこのことを重視するがゆえに、「相手を合理的な主体として受け止めよ」という規範的な要請（「寛容の原理」）なしには解釈は



進めようもない、と強調していた。この、いわゆる「解釈主義」の立場からすれば、何かをする理由を相手に帰属させるときには、すでに相手のことを合理的な選択主体とみなしていることになる。しかし、理由をいだいているという点で能動的な主体だと言えさえすれば、それだけで、時には諸種の逸脱因果が働くことはあっても、一般には、行為が引き起こされる過程で主体が能動的に関与している、と言えるだろうか。

そもそも、理由と原因という概念の違いは、冒頭で述べたように、行為とたんなる出来事との違いに関わる。「なぜ」という問に答えるべく、ものごとを説明するということは、近代科学以降では、そのものごとに来る因果関係を示すことだ、とされている。その際に「原因」という概念は、アリストテレスに由来する四原因のうちの「作用因」のみに限定されており、作用因を特定してものごとが実際に起きたように引き起こされた、という因果関係を示すことが説明なのである。

しかし、因果的な説明なるものを少し丁寧に見ていくと、つとにヒュームがこだわり、大森がやや別の角度から固執したように<sup>18)</sup>、結果を「引き起こす」という観念は、次第に内容を欠いてくる。たとえば、窓ガラスの破損という出来事を説明しようとして、「ボールの衝突が原因で、破損を引き起こされた」と述べれば、ただちに「なぜ、ボールの衝突が破損を引き起こすのか？」と問われる。多少、物理学に通じていれば、この間にたいしてもすぐに「しかじかの力が加わったことが原因で、ガラス分子の結合が切れた」とでも説明できるかもしれない。しかし、この説明に対して、当然のことながら「ではなぜ、しかじかの力が加わることが、分子の結合の切断を引き起こすのか？」と問われる。

問がこのように遡行していくなら、とどのつまり、「とにかく一般にタイプAの出来事にはタイプBの出来事が続く。今の場合もAの一例が起きた。ゆえにBタイプの出来事が続いた」という形で、継起の規則性を示し、そのうえで目下の出来事その一例になっている、と述べるしか

くなる。事ここに到るなら、「ゆえに」という論理語は、規則性からその一例を引き出す役割を果たしているだけであって、「引き起こす」という（当初の、おどろおどろしい）実在的作用を示してはいない。そしてこのことは、デイヴィッドソン自身がハッキリと主張するに至ってもいる<sup>19)</sup>。

もちろん、ここから直ちに、因果関係は継起の規則性に還元される、という結論は出てきはしないし、規則性と独立の、いわゆる単称因果という関係は不可能だということにもならない。このことは、つとに黒田亘が指摘したとおりである<sup>20)</sup>。しかしながら、だからと言って、規則性は因果にとって周辺的な事柄だ、とすませるわけにもいかない。ここでは因果の本性を論ずることはできないが、このことは、たんなる相関関係と因果関係の区別において、すでに露わになってくる。いわゆる「単称因果」論者は、因果と規則性との繋がりを派生的な事柄と扱うけれども、言うところの単称因果が、因果関係であってたんなる相関関係ではないと言うためには、「原因となった事象がなかったとしたら、結果もまた生じなかったであろう」という形の反事実的条件文に訴えるしかない。しかるに、この条件文の真偽は、すでに確かめられている規則性を参照しないと定まらない。ことほど左様に、規則性は、因果関係にとって枢要な意義をもっている。

近代科学以降、ものごとの説明は、専らこうした因果的説明に絞られてきた。しかしだからといって、目的や意味にかかわる「理由」にあたる関係が、説明からまったく排除されてきたわけでもない。少なくとも「・・・するために」という形の目的論的説明にも、それなりの位置が与えられてきた。けれども目的論的説明も、たんなる方便を超えて科学的な説明であるかぎり、因果的説明に包摂されねばならない。ひまわりの向きが向日性をもっているのは、光合成をより効率的に行うためだ、と目的論的に描かれる場合でも、実際には、ひまわりの構造の特徴が原因となって、その結果として太陽に向かう屈折が生じているにすぎない。目的論的と響く説

明も、ものごとの因果的な帰結がさらなる効用をもつということを、因果的に説明するにとどまる。

しかも、目的論的な説明が、そのように因果的な説明へと埋め込まれるとき、欲求・意図といった心的事象に言及する必要はない。鮎もコマドリも狼も、ある形状の個体がテリトリー内に出現すれば、たちどころに威嚇攻撃をはじめが、その攻撃も致命的な加害に到る寸前で停まる。こうして彼らの集団では、一定の密度の個体分布が実現し、そのおかげで彼らは環境に適応して生き残っていく。こうした行動は、各々の個体保存のみならず集団として適切な個体分布を実現するための行動として、目的論的に説明されうる。しかし、そうした目的論的説明において行動の因果的な効用が示されるとき、そこにあるのは、外界からの刺激が原因となって、ある行動が引き起こされ、その結果として適切な密度の個体分布が生じる、という因果連鎖だけである。そこでは、個々の個体のいさぐさ欲求や意図に言及する必要はない。それらの行動について「なぜ？」と問うたとき、その行動の合目的な帰結が理由となって遂行された、という答えが返ってくることはない。

個々の個体にかんするかぎり、行動の説明の主軸は、「この種の生物では一般に、かくかくの刺激が原因となって、しかじかの行動が引き起こされる」という、規則性に包摂する因果的な説明である。なるほど、行動のそうした因果的な説明は、先に見た窓ガラスの破損のばあいと同様に、さらに生理化学的ひいてはマイクロな神経生理的な因果描写へと細密化されよう。しかし、問題の行動の合目的性は、そうした行動様式の普及の進化論的説明には出てくるとしても、個々の個体の行動についての「なぜ」への説明には登場しない。

もちろん、だからといって、そうした因果的な説明に、欲求やそれに類する心的事象への言及が登場できない、というのではない。テリトリーに闖入してきたライバルを攻撃する狼は、ライバルの闖入を“認知”し・撃

退したいという“欲求”をいただいた、と描くことはできよう。しかし、この認知と欲求が原因となって攻撃行動が引き起こされた、と心的な語彙を用いて語ったところで、そうした因果的説明は、先の「刺激・反応」という因果的な説明を超えてはいない。仮に、外界からのたんなる刺激が原因なのではないということを強調するために「欲求」に言及したところで、「闖入者を撃退しなかったので、闖入者を撃退しようとした」という空虚な説明にしかなるまい。

そうすると、ある振る舞いBの因果的な説明において、信念・欲求という心的なものが登場するためには、少なくとも「Bは自分がいっている欲求の充足にとって十分だ」と当の個体が思っていること、すなわち欲求充足にとっての目的・手段の関係が当の個体によって認知されていることが必要であり、そのうえで、その認知がなかったら振る舞いBも生じなかったであろう、と言えなければなるまい。しかも、そうした認知が、信念と呼ばれうる心的状態だとしたら、その認知の内容は、その個体がもっている様々な信念や欲求との整合性を考慮しないと定まらない。すなわち、その認知内容がCまたはC'のいずれであるのかは、その個体が他にどのような内容の信念のシステムをもっているのかに依存して、はじめて定まる。たしかに、ここまでくれば信念・欲求に類する心的態度は、振る舞いBの説明において不可欠となろう。しかし、不可欠だからというだけで、それが原因だ、と言えるだろうか。

ある行動がなされたとき、何らかの欲求と、欲求実現のための目的—手段関係の認知によって、その行動が合理化されよう。そのときには、この欲求と信念は、その行動を意図的な行為として正当化する理由に数えられうる。しかし、この欲求と信念が、その行動を引き起こした原因であるのなら、先にみた因果的な説明の要件にしたがう限り、そこには一定の規則性が成り立っていなければならない。

もしかしたら動物の行動にかんしては、ある内容の情報状態が原因となって特定の行動が引き起こされるという規則性を、先にみた空虚な言いなおしを超えて、示しうるのかもしれない。しかし人間の意図的な行為にかんして、ある心的状態が特定の行為を「引き起こす」という規則性は、到底期待しがたい。行為にかぎらず、一般に、ある心的状態がつぎにいかなる状態を「引き起こす」かについて、因果的な説明を支えるだけの法則的な規則性は期待できない。もし、そうした法則的な規則性が成り立っているのなら、人間の心理・行動も、狼のそれと同様に予測可能だし、心的状態の内容は「寛容の原理」といった規範に訴えることなしに行動から一意的に定まる、ということになる。しかし、これはどう考えても無理である。だからこそ、デイヴィッドソンは、心的因果にかんしては法則的な規則性は成り立たない、とする非法則論的 (anomalous) 一元論を主張したのである<sup>21)</sup>。

この主張をめぐるのは、「法則的な規則性なしに因果を語りうるか」という問題として、今日にいたるまで様々に論じられてきた。とりわけ、たとえば諸社会科学における多変数の相関の分析等々において、規則性を示そうとすると「他の条件が同じならば」という縛りが不可欠になるが、こうした事態との異同が、様々に論じられてきた。しかし、心的状態の遷移にかんする一般化は非法則論的たらざるをえない、という事態の根は、もっと深いのではなからうか。では、このことを考えるために、肝腎の「理由」という概念について、もう少し確認しておきたい。

## 2. 理由 (わけ) という概念を糸とする論理空間

ある対象の振舞いを因果的に説明するとき、私たちはその対象と同じ規範のもとで選択しながら生きている必要はない。因果を見てとって予測す

る、という営みは、対象の動きの必然性にもとづいてそれを制御ないし操作する立場からの、すぐれて三人称の営みである。このことは、アリストテレス的な複合的な原因概念から、形相因・目的因といった合理性・合目的性にかかわる側面をすべて切り落としたことの、概念的な帰結ですらあろう。因果言明の範型は、規範を共有する必要のない対象についての、三人称言明である。したがって二人称で語られるとしても、因果言明であるかぎりにおいて、それはあくまで診断であり予測であって、それだけでは未だ相手が規範にしたがう主体だという承認にもとづく勧奨や警告ではない。

### 理由という概念

しかしながら、理由という概念は、これとはまったく違う。理由は、すぐれて一人称の概念であり、いかに外在的な理由（external reason）であれ、理由であるかぎり、当の個体が潜在的ないし可能的にはもっており、少なくとも条件次第では当事者自身がそのことに気づきうる<sup>22)</sup>。なんとなれば理由とは、第一次的には、行為や態度についての当事者による説明において本領を発揮する概念であり、その際の説明は、弁明であり合理化であり正当化であって、そこでは説明する側と説明を聞く側が、ある規範を共有していることが前提されるからである。くどいかもしれないが、そこで共有されているのは、出来事の成り行きについての規則性ではなく、したがうべき規範である。だからこそ理由が与えるものも、こうなるであろうという予測ではない。

あることが原因であるなら、いずれある結果が引き起こされるだろうという予測は、因果関係に期待される何らかの必然性によって裏打ちされる。しかし、ある行為を正当化する理由の存在は、それと同じ仕方では、その行為が引き起こされるという予測を支えはしない。理由の存在から未来の行為への推論が到りつくのは、「こういう行為が引き起こされるだろ

う」という予測ではなく、「こう行為すべき」であり「そう行為しなければ、非合理だ」、という規範的な期待である。

このように理由は、すぐれて一人称での規範的な概念であるのみならず、いわゆる目的論的な説明の範囲をも凌駕している。理由による説明は、「何のため」を示すという意味では目的論的な説明とも見えるかもしれないが、先に動物の行動で検討したような、因果的説明に包摂しうる目的論的な説明とはちがう。そうした目的論的説明にあっては、行動の結果の効用を示せばいいのであって、行動する個体が抱いていた理由によって、その行動が正当化されるころまで説明課題は及ばない。したがって仮に、理由による説明も「目的論的」説明の一つだと括るとしても、それは勝義の「目的論的」説明であって、たんに結果の効用を示すのではなく、当事者の抱いていた理由によって、合理的な選択であることを示さねばならない。

先述のごとく、理由による説明は一人称権限のもとにあるのだから、他人の行為について三人称で語られるとしても、その説明は、行為者のことを、理由にもとづいて選択する当事者として理解することを目指している。自分の行為の理由を一人称で示すための説明は、三人称で用いられるときには、説明対象となる個人が一人称で説明できる主体であることを理解するための説明なのである。約言するなら、理由による説明とは、あくまで理解志向的・解釈的な説明であって、因果的説明とはまったく異なる。

したがって、理由という概念は、規範が妥当している次元での「能動的な選択」あるいは「選択的な能動性」という概念と切り離せない。ある理由が存在するときに、それにもとづいてどう行為するかは、規範に従う理由の空間での本人の選択次第である。そうだとすると、理由と行為のつながりの規則性を示そうとしても、「他の条件が同じなら」という但し書のもとで、親指のルールしか示せないのも、むしろ当然であろう。こうした非法規性は、原因という記述的概念と、理由という規範的概念の違いに由

来するのであって、「他の条件が同じなら」という但し書きが「理想状態」を求めている、理想化の程度が違うからではない<sup>23)</sup>。この但し書が不可欠なのは、関与する変数が多すぎるからであるよりも、むしろ、どうするかは本人次第だ、というところに由来する。

さて、こうした理由と原因の概念の果たす違いを、もう少し大きな文脈で整理するなら、こうもなる。人間とは概念的に、一人称・二人称を用いて呼びかけ応じあう「呼応的 (responsive)」存在であり<sup>24)</sup>、だからこそ人々の間では、事物との間では生じない「呼応可能性 (responsibility)」すなわち本来の意味での責任がともなう。そうした人間にとって、原因という概念は、再三触れたように、認識する側からの一方通行での診断・予測・操作と密接に関係しているが、理由という概念は、むしろ相互的な呼応にその原生地をもっており、原因とは異質な概念である。

しかしながら、このように原因と理由を対比させることに対しては、デイヴィッドソンが行為の因果説を提唱したときと比べてさえ、今日ではさらに抵抗が非常に強い。この対比は、少なからぬ哲学者にとって、デカルト的な二元論の残滓ないしトロイの木馬と映る。さればこそ、「理由がじつは原因」という直接的な接合ないし因果への差し戻しは、デイヴィッドソンが提案した時にもまして、覆しえぬ起点であるかのように受け止められている。しかし、問題は、行為を考えるにあたって、行為の理由を、そのまま因果に差し戻すことの可否である。

たしかに、行為も、描写しだいでは出来事にすぎない。行為それ自体は出来事とは違うとしても、少なくとも行為がなされたということは、出来事のひとつである。しかし、だから、理由と行為の関係もまた、心的状態・出来事と動作とのあいだの因果関係なのだろうか。そう断じないと、二元論の跋扈を許すことになるのだろうか。むしろ、理由を因果の圏域に収めようとするかぎり、主体の不在は不可避ではないのか。相手を理解しようとする限りでは相手に理由を帰属させはするが、しかし、理由は因果に



よってのみ行為とつながるとしたら、理由にもとづいて選択する主体は蒸発してしまうのはなかろうか。

## 因果の空間

そもそも行為を、そっくり因果の圏域に収納して描きうるだろうか。さまざまな出来事が、因果でつながりあってつぎつぎに「起こる」だけの空間にあっては、そもそも誰かが「する」ことも、その誰かの一人称での描写も出て来ないのではあるまいか。出来事がただ「成りゆく」だけの空間においては、それが物理・化学の言語で描かれるときはもとより、そうではなく脳・神経科学やさらに繊細な科学の言語で描かれようと、たんに「成りゆく」のではなく誰かが「する」ことは、出て来ようもないのではないか。この間にしてネーゲルは、こう答えた。

「世界を客観的に考えるときには、ある行為を私が行うということは消え失せるように思える。神経興奮、化学反応と骨格・筋肉の運動から成る世界には、主体性 (agency) の余地はないように見える。・・・そこには、たんに起こること (happening) しか存在しない」<sup>25)</sup>

この診断は、基本的に正しいと思われる。もちろん、これに対しては諸種の異論もあるが<sup>26)</sup>、その逐一を検討している余裕はないので、ネーゲルの診断をうけて考えたい。そのうえでまず確認したいことは、こうである。出来事の純然たる因果空間においては、行為が出てこない、ということがまずもって問題なのではない。言い換えれば、人間において様々に起きていることのうち、行為の遂行にまで到るともはや出来事の因果空間に位置を占めえなくなる、というのではない。

そもそも、知覚という、むしろ単純に思える経験がすでに、出来事から

なる因果空間には位置を占められない。こう言うと、現代では「知覚の因果説」が自明視されがちなので、すでに多大の違和を生じさせるかもしれない。もちろん、物体からはじまって感覚器官をへて脳の関連部位に到る因果連鎖は成り立っている。これを否定する人はいまい。しかし、だからといって、そうした脳状態の変化が原因で、知覚が引き起こされている、ということにはならない。たしかに、感覚器官を経由して因果連鎖をたどるなら、一定の脳状態に行きつく。しかし、そこにあるのは、脳の部位の複雑な状態遷移であり、ミクロには膨大なニューロン回路での特定の興奮パターンの継起だけである。その状態をいかに精査しても、そこには「しかじかに見えている」という知覚経験はないし、いわんや「私に見えている」という「私」も存在しない。したがって、脳状態と知覚経験の間で因果の語りようもない<sup>27)</sup>。

にもかかわらず、こうした知覚の因果説の根本的な問題性は、現代では少数の例外を別とすると、全般的にはさほど深刻にうけとめられずに来た。それは何よりも行為と比べると、知覚は、その受動性が目立つので、知覚経験の主体の選択的能動性や、規範的な期待といった側面が見えにくいからであろう。

しかし、こと行為にかんしては、因果説の問題性の深刻さはより明らかである。ネーゲルが懸念したとおり、純然たる因果の空間にあっては、最終的にはミクロなニューロンの因果連鎖、それによって実現される機能状態・情報状態の因果的な遷移が、めくるめく複雑に絡み合っているだけである。そこには、「する」も見当たらなければ、いわんや「する主体」の影も匂いもない。

しかも、それだけではない。ここにさらに、「因果関係でつながっている物理事象に還元できないものは、フィクションにすぎない」とする物理主義 (physicalism) が加わると、そして現代ではしばしば継ぎ目なく連続的に加わってくるのだが、事態はかなり深刻になる。その場合には、因

果の空間では主体が突き止められない、というにとどまらず、そもそも主体など実在しておらず、たかだか「主体が存在する」という思考を担う脳状態がありうるにすぎない。同様に、実際には選択などなされてはおらず、たかだか「選択している」という思考を担う脳状態が実在しうるにすぎない。要するに、物理主義にしたがえば、実在するのは、ミクロな脳神経系の因果過程につきる。

それでも、もしかしたら知覚にかんしては、「見えている」という経験の実在性が確保できれば、「思考が生じているだけ」で済むと思えるかもしれないし、一時期の大森の「天地有情」論がそう傾いてもいたように、なんらかの無主観説を信奉したとしても失うものはさして大きくないと思えるかもしれない。ことほど左様に知覚は受動的で、知覚経験は内的にとどまると、思われがちである<sup>28)</sup>。しかし、行為にかんしては、それでは済まない。主体も・主体による選択も、すべてたんなる名目上のことにすぎず、実際には幻想でしかなく、したがって「責任」という概念もまた幻想にすぎない、ということになれば、そうした幻想に立脚した称賛非難や賞罰は、狐つき退治や魔女狩りと同断の、根拠なき蛮行でしかなくなる<sup>29)</sup>。

こうした消去主義は、物理主義に固有のブラックホールであるが、物理主義の滑らかな語り口の吸引力については、別のところで最近またやや詳しく論じたので、ここでは触れない<sup>30)</sup>。そこでも触れたように、さらなる科学革命を含めて、今後の科学の進展いかんによっては、物理主義者の主張に近い状況になることも論理的にはありうる。しかし、それを認めたくなくても、このブラックホールに吸い込まれる前になお考えるべきことはあるはずである。最後にこのことの一端を少し確認しておきたい。

## 理由の空間と因果の空間

「理由が原因」だとする行為の因果説だけに話を絞ったとしても、原因と理由の概念的な違いは、重大な齟齬をきたしうる。そして、このことは

誰よりも、あのデイヴィッドソン自身が明確に自覚していたごとく、である。そうした自覚のひとつは、先に触れた心的因果の非法則性にかかわるが、もうひとつ彼が深刻に自覚していたのは、不合理性をめぐるディレンマの問題であった<sup>31)</sup>。証拠に違背するような信念の形成といった認知的な不合理性や、あるいは理由と一致しない意図の形成あるいは行為の遂行といった実践的な不合理性は、彼の「理由＝原因」テーゼのもとで、どう説明されうるだろうか。

何度も確認したように、相手に心的状態を帰属させるためには、いくなれば理解可能性を極大化することを命じる規範（寛容の原理）に従わざるをえず、そのうえで認知的選択にかんしては「総体的証拠の要請」<sup>32)</sup>、実践的選択にかんしていえば「自制の原理」<sup>33)</sup>という、さらに特化した規範原理に従わねばならない。そうすると、「裏付けの弱さ（weakness of warrant）」・「意志の弱さ」といった不合理性の事例は、かなり厄介なことになる。というのも、そうした事例は、規範的な期待に違背して生じているからである。

いま秘匿する理由があるにもかかわらず、何らかの衝動なり何なりが原因で喋ってしまったとしよう。このときこの原因を、純然たる因果の空間で描くなら、それは「たんに心に作用する力」でしかなく、「不合理性は記述することさえできない」。よって、不合理性として記述するためには、原因を描く際に「心的記述を導入する」他はないが、しかしそうしようにも我々は「心的なものに適用される・・・明白なパターンの外側に取り残されたままである」。というのも、規範的諸原理から求められるこのパターンは「原因が理由となっている」ことを要求するが「目下の場合それが不可能」だから、である<sup>34)</sup>。これはデイヴィッドソン自身が形容しているように明らかにディレンマであり、煎じ詰めれば、夙にエヴニンが喝破したように、心的なものとして記述するための要件を満たしていないにもかかわらず、心的なものとして記述できねばならない、というディレンマである<sup>35)</sup>。

このディレンマは、まさしく規範と理解を本質とする理由の空間と、因果の空間の異質性に由来しており、「理由が原因」という仕方で二つを接合することの問題を示している。この非合理性のディレンマにかんして、デイヴィッドソンの解決へのさしあたったの見通しは、あたかもポストモダンふうのスキズの勧めと軌を一にしたかのように、「自我の分割」であった<sup>36)</sup>。

しかし、これが唯一の、事の解決の方向でもあるまい。肝腎なことは、むしろ二つの異なった概念空間をまたいで直接に接合するプロジェクトの再審であろう。「理由は原因」というテーゼを押し立てて、因果の空間と理由の空間を接合しようとしたことの咎めが、主体の、原理的には無限に進行しうる乖離という形で現れているのだとしたら、テーゼが言う因果の経路にあれこれ制約をかけて事態をしのぐよりも、まずは、そうした行為の因果説を離れて考えることが重要となるはずである。

実際デイヴィッドソンのその後の理論展開は、そのことを示唆している。我々にはそうも映る。行為と、それを合理化する理由との繋がりは、因果関係でもある、というのが彼の行為の因果説の起点であった。しかし、その後の理論的な彫琢とともに、理由から行為への繋がりは、理由一意図一行為という形で細密化され、行為の原因はむしろ意図であることが示唆されるとともに<sup>37)</sup>、理由から行為への過程は、そのまま実践推論の規範的な関係に重ねられていく<sup>38)</sup>。ここでは、そうした議論の細部に立ち入る余裕はないが、理由から行為に到る過程は、「全てを考慮するかぎりでは・・・するのが望ましい」という判断を経て、「無条件に、・・・するのが望ましい」という判断に到る推論過程であることがむしろ強調されてくる。すなわち、理由と行為の繋がりは、意図・実践推論・判断なしには描けないことが強調され、当初の因果説からはかなり力点が移動してくる<sup>39)</sup>。

デイヴィッドソン自身がこうした方向を示しているのだから、我々と

しても行為の構成的な特質を探るにあたっては、因果を離れて、主体による制御、デイヴィッドソンの語彙を借りれば「自制」に立脚すべきであろう。そうすることは、旧弊なようだが、行為の理由説に、すなわち意図的な行為の条件を理由による正当化可能性のうちに見る行為論に、まずは立ち返ることになる。スタウト (Stout) の言い方を借りれば、行為を捉える視点を、原因となる心的状態という内面ではなく、主体と環境との関係に向けて、正当化可能性を問う「外側を見る (outward looking) アプローチ」である<sup>40)</sup>。そのうえで最大の鍵は、理由と行為の関係を、因果の空間とは独立に、「理由が惹き起こす」という関係ではなく、「理由にもとづいて主体が遂行する」という関係に求め直すところにある。

ここから再出発するなら、行為の原因にかんしても、還元によってであれ上乗り (supervene) によってであれ、理由の空間を因果の空間と存在論的に一方へと引き戻して、因果の空間の中に探すのではなく、大森の用語でいえば「重ね描き」を通じて示すことになる。すなわち、還元不能な二つの概念空間での事象を、全体としての共変 (covariance) として、つまり逐一局所化させて対応づけることまでを求めずに、重ね描くことである。デイヴィッドソン自身も、「自由と因果的必然性」というカントの問題を、「自由」を「非法則性」と言い換えて「私の問題」とし引き受け、自由と因果との「見かけ上の矛盾」の解消をめざし、そうであるがゆえに心一脳のタイプとしての同一性を否定して出発したからには<sup>41)</sup>、当初からこうした重ね描きにコミットしてもいたはずである。

重ね描きとは、大森の特徴づけにならえば、一人称の現れ描写という「正面図」と三人称の対象描写という「側面図」の重ね合わせであって、ミクロ描写とマクロ描写という「側面図」同士の関係ではない<sup>41b)</sup>。したがって、「逐一局所化して対応づけることなく」と述べたように、何を・どの個別者を描いているのかについての個体化の原理が汎通的に共有されている保証もない。しかしだからといって、それはたんに恣意的な併置なので

はない。そこでは、理由の空間・因果の空間のそれぞれの描き方にたいして、いわば反省的均衡にも比しうる相互的な制約が課される。理由にもとづく選択の正当化可能性は、そのタイプにかんしても程度にかんしても、様々な違いがあるのだから、臨床心理学や神経生理学などにおける知見とのすり合わせも必要となるだろうし<sup>42)</sup>、場合によっては「行為についての多元主義」をも考慮する必要があるかもしれない<sup>43)</sup>。逆に、理由の空間での事実によって、因果の空間の繋がり描き方も制約されうるし、場合によっては例えばスタウトが試みてもいるように「原因」概念そのものの再審が必要となろう<sup>44)</sup>。

このようにして経験科学の知見とすり合わせていくことは、存在論的に一方へと還元することではない。「理由にもとづいて主体が遂行する」という関係は、因果空間での関係に還元できないだろうし、況や、主体に対応するミクロな GHQ が脳のどこかに局在するとも期待できない。しかし、だからといって「理由にもとづいて主体が遂行する」というのは幻想だ、と断ずる必要もない。それは、むしろ因果の空間を前提として創発した実在的な関係でもありうる。

こうした姿勢は、現代では、あまりにも没理論的で通俗的と響くかもしれない。しかし、重ね描きという可能性をそう簡単に見切るべきではない。さもないと、物理主義のブラックホールへの加速度が徒に増すだけということにもなりかねない<sup>45)</sup>。(この章 終わり)

## 注

- 1) Ginet 2002, p. 387.
- 2) そうした哲学者のうち少なからぬ者は、意志こそがそうした原因だと考えてもきたし、意志の原因をめぐる無限退行を断つために、近代科学以降の「出来事因 (event-causation)」とは異質の「行為者因果 (agent-causation)」を提唱した哲学者も、また行為の原因のうちに行為の本質を求めている。
- 3) Davidson 1963, p. 9, 邦訳11頁。
- 4) Davidson 1973, pp. 136-7, 邦訳138-41頁, Davidson 1975, pp. 168-9, 邦訳184-6頁,

- 5) Kim, J. 1989, 1993, 1998. キムの議論の大筋と、それへの反駁可能性については、大田雅子2010を見られたい。デイヴィッドソンが「個別の出来事と出来事のタイプ」の区別を再説して Kim 1989に対して行った反論 (Davidson 1993) は今なお検討に値するが、本稿では論題を限定したので扱わなかった。
- 6) 詳しくは、柴田正良2003などを見られたい。
- 7) 「行為命題とは因果命題である」という黒田亘の主張は、当初は身体を動かすことによって世界に変化をもたらすという「重層的」な連関に即して、ダントー批判とともに、展開されていた。黒田亘274頁以下を見よ。
- 8) 行為の因果説の手短なサーベイとしては、まずは Aguilar, J. H. & Buckareff, A. A. 2010, Schlosser, M. E. 2011などを見られたい。
- 9) デイヴィッドソンは、自分の意図に気付いて恐慌を来たした登山家の例をあげて説明している。Davidson 1973, p. 79.
- 10) デイヴィッドソンは、「信念と欲求が、行為を合理化する」のは「適切な仕方 (in the right way) 行為を引き起こすとき」だということを認めたくえて、こう語る。そのためには「どのように引き起こしていなければならないかを明確にすることについて、私は絶望的である」。(Davidson 1973, p. 79.)
- 11) Peacocke 1979は、心的内容の僅かな違いによって、行為の違いがもたらされたか否かにかんする反事実的条件法によって因果関係の適切性を判別することを提案したが、この提案は「反応性 (sensitivity)」条件の名で標準的な行為論の多くの信奉者によって継承されている。
- 12) Melden, pp. 128-9.
- 13) Velleman, 1992, in 2000, p. 123.
- 14) スタウトは、近代科学以降の原因概念による行為の因果説にたいして非常に批判的だが、肝心の「主体の不在」の問題については、これで済むと述べている (Stout 2010, p. 62以下)。
- 15) Moran 2000, とりわけ pp. 83-94他を見よう。
- 16) デイヴィッドソンの行為の因果説は、そもそもの当初から「自由で意図的な行為を構成する」ものの探求であった。Davidson 1963, p. 19, 邦訳26頁。
- 17) 大庭2013a, 2013b。
- 18) 大森荘蔵「説明と記述」、大森1975とりわけ105頁以下。
- 19) 「ある出来事が引き起こされるときにはつねに、引き起こすことと呼ばれる何かが必要ではない、と想定するのは誤りであり」、「[引き起こした] [という動詞] は、「より前に」「より後に」という語が行うのと同様に、出来事をつなげるのであって、[引き起こすという]ある出来事を導入しているのではない」。Davidson 1987, pp. 102-3. 邦訳173-4頁。
- 20) 黒田亘によれば、法則に包摂する説明をもって因果的な説明だと考えるのは、ヒュームによる因果概念の生成論的・意味論的な分析を、論理的な分析しかも検証主



- 義的な経験論に乗った論理的分析と取り違えたことの所産でしかない。黒田 1975. 277頁以下を見よ。
- 21) Davidson 1970, p. 213以下, 邦訳273頁以下。
- 22) 理由の存在を語っていても, もっとも広義での熟慮を経ても本人が受容できないなら, それはもはや理由言明ではない, と Williams 1980は主張した。McDowell 1995はそれを批判したけれども, 理由にかんして一人称権限が本質的に重要であることを否定したのではない。
- 23) 心的出来事の非法則性 (法則に従っていないこと) は, デイヴィッドソンにあっては, 自然の因果 vs 行為の自由というカント的モチーフに由来しており, その点から考えるなら, 心的出来事の一般化は, 多変数の相関における因果関係にかかわるのでなくむしろ規範に属するという McDowell 1985の指摘は, こんにちなお検討に値しよう。
- 24) 英語の“responsive”の原義とはかなり違うが, 一応このように対応させてみたい。
- 25) Nagel 1986, 110-1 (強調は原著者による), 邦訳180-1頁。
- 26) たとえば, Hornsby 1993の反発を見られたい。
- 27) 心理学の分野でも, 山鳥重2011によれば, 前世代前半に活躍したH・ジャクソンなどは, このことを強調していたという。
- 28) 「概念なき直観は盲目である」ということを柱の一つとする「カント的洞察」をうけて, 知覚における主観の能動性に再注目したマクダウエル1994は, こうした動向への挑戦である。
- 29) 典型的には, Pereboom 2001などを見よ。
- 30) 大庭2013a, 2013b
- 31) 「不合理な行為, 信念, 意図, 推論あるいは感情」は「合理性の領域の外部にある, たんに合理的でないもの (non-rational) ではない」という点で「パラドキシカルである」(Davidson 1982. p. 169, 邦訳276頁)。
- 32) Davidson 1969, p. 41. 邦訳58頁, 1986, p. 201. 邦訳327頁。
- 33) Davidson 1969, p. 41. 邦訳59頁, 1986, p. 201. 邦訳327頁。
- 34) Davidson 1982, p. 179-, 邦訳294頁以下。
- 35) Eynine, 邦訳378頁。
- 36) Davidson 1982, p. 181. 邦訳295頁以下。
- 37) Davidson 1987, p. 105. 邦訳178頁。
- 38) Davidson 1978, とりわけ p. 96以下, 邦訳116頁以下。こうしたデイヴィッドソンの議論の批判的な吟味としては, 金杉武史2012などを見られたい。
- 39) たとえば「主体性の自然化」に伴う「緊張」を解消しようとする「調停的自然主義 (reconciliatory naturalism)」を提唱するビショップは, 彼のいう調停の鍵を, 行為者因果 (agent-causation) を「行為主体による制御の行使」として再解釈することに求めているが (Bishop, 2010, pp. 79-80), こうした「主体による制御」は, デイヴ

イッドソンが強調する「自制」とほとんど重なる。

40) Stout 2010, p. 6-15.

41) Davidson 1970, 邦訳262頁。前注22参照。

41b) 大庭 2009, p. 97, 105.

42) こう考えるなら、二種の異なる描写の重ね描きは、細部に到るほどかなり錯綜したものとなりえよう。一人称の現象学にあっては、随意・不随意という明白な、たぶんオール・オア・ナッシングの両極のあいだに、自制できている・十分にはできていない、能動的に裏書をしている・半ば傍観的自己モニタリングにとどまる等々、微妙なグラデュエーションをもった複雑な中間地帯が広がっているが、それらを「ハード面」の違いにどこまで・どう重ねるかは予断を許さないであろう。

43) 行為の多元主義にかんしては、さしあたり Millgram 2010を見られたい。

44) スタウトは、傾向性の分析をアリストテレスの目的因の現代的敷衍と繋げようと試みているが (Stout 2010, pp. 88-98; 108-117), Davidson も理由説明の有用性を、信念・欲求といった傾向性が、「たんなる一般化であるだけでなく、傾向性を説明する因果的要因の存在をも示唆している」ところに、少なくとも部分的には、求めている (Davidson 1976, p. 274)。しかし、よりマクロに見るなら、物理学・物理的諸科学において、エントロピー減少系あるいは複雑系における原理的な予測不可能性が様々に論じられているにもかかわらず「原因」概念そのものが問われないでいるとしたら、これもまた奇妙なことであろう。

45) 起こったことは、現に起きたように・一通りの仕方でき起きた。現実のこうした一意性のみを論拠とした、「出来事は、現に起こる仕方でのみ起こるのだから、制御や選択といった概念は“幻想”だ」という命題は、かつて大森が決定論はそうだと喝破したように、つねに（したがって空虚に）真でありうる。問題は、むしろこの真理の空虚さが隠蔽されがちだということにある。

## 引用文献

Aguilar, J. H. & Buckareff, A. A. 2010: 'The Causal Theory of Action: Origins and Issues' in, Aguilar, J. H. & Buckareff, A. (eds).

…………… (eds.) 2010: *Causing Human Action*, MIT Press.

Aguilar, J. H., Buckareff, A. A. & Frankish, K. (eds.) 2011: *New Waves in Philosophy of Action*, Palgrave.

Bishop, J. 2010: 'Skepticism about Natural Agency and the Causal Theory of Action', in Aguilar, J. H. & Buckareff, A. A. 2010.

Davidson, D. 1963: 'Action, Reasons, and Causes', rep. in his 1980.

…………… 1970a: 'How is Weakness of the Will Possible?' rep. in his 1980.

…………… 1970b: 'Mental Events', rep. in his 1980.

- …………… 1971: ‘Agency’, rep. in his 1980.
- …………… 1973a: ‘Freedom to Act’, rep. in his 1980.
- …………… 1973b: ‘Radical Interpretation’, rep. in his 1984.
- …………… 1974: ‘Hempel’, rep. in his 1984.
- …………… 1975: ‘Thought and Talk’, rep. in his 1984.
- …………… 1980: *Actions and Events*, Oxford. U. P. 邦訳 (抄訳) 『行為と出来事』勁草書房1990.
- …………… 1982, ‘Paradoxes of Irrationality’ rep. in his 2004.
- …………… 1984: *Inquiries into Truth and Interpretation*, Oxford U. P. 邦訳 (抄訳) 『真理と解釈』勁草書房1991.
- …………… 1986: ‘Deception and Division’ rep. in his 2004.
- …………… 1987: ‘Problems in the Explanation of Action’ rep. in his 2004.
- …………… 1993: ‘Thinking Causes’ rep. in his 2005.
- …………… 2004: *Problems of Rationality*, Oxford U.P. 邦訳『合理性の諸問題』春秋社2007.
- …………… 2005: *Truth, Language, and History*, Oxford U. P. 邦訳『真理・言語・歴史』春秋社2008.
- Evnine, S. 1991: *Donald Davidson*, Blackwell, 邦訳『デイヴィッドソン』勁草書房, 1993.
- Ginet, C. 2002: ‘Reason Explanations of Action’ in Kane, R. (ed.) *The Oxford Handbook of Free Will*, Oxford.
- Hornsby, J. 1993: ‘Agency and Causal Explanation’, in Heil, J. & Mele, A. (eds.) *Mental Causation*, Oxford U. P.
- 金杉武史, 2012: 「行為の反因果説の可能性」, 日本哲学会『哲学』No. 63.
- Kim, J. 1989: ‘The Myth of Non-reductive Materialism’ rep. in his 1993b.
- …………… 1993a: ‘The Non-reductivist’s troubles with mental causation’ rep. in his 1993b.
- …………… 1993b: *Supervenience and Mind*, Cambridge U. P.
- …………… 1998: *Mind In A Physical World*, MIT Press, 邦訳『物理世界のなかの心』勁草書房2006.
- 黒田 亘 1975: 『経験と言語』東大出版会。
- Melden, A. 1961: *Free Action*, Routledge.
- Millgram, E. 2010: ‘Pluralism about Action’ in O’ Connor, T. & Sandis, C. (eds.) *A Companion to the Philosophy of Action*, Wiley-Blackwell.
- Moran, R. 2001: *Authority and Estrangement*, Princeton, 2001.
- McDowell, J. 1985: ‘Functionalism and Anomalous Monism’, rep. in his *Mind, Value, and Reality*, Harvard U. P. 1998.
- …………… 1994: *Mind and World*, Harvard U. P. 邦訳『心と世界』勁草書房2012
- …………… 1995: ‘Might There Be External Reasons’, rep. in his 1998.
- Nagel, T. 1986: *The View From Nowhere*, Oxford U. P. 邦訳『どこでもないところか

- らの眺め』春秋社, 2009
- 大庭 健 2009: 「自然主義からの”挑戦”」, 『岩波講座哲学15・変貌する哲学』所収。  
 …………… 2013a: 反自然主義宣言? 『哲学の委縮と拡散』平成22~24年度科研費研究・  
 基盤研究 B・22320009報告論集。  
 …………… 2013b: 主体性の復権, 『生田哲学』No. 14. (近刊)
- 大田雅子 2010: 『心のありか』勁草書房。
- 大森荘蔵 1971: 『言語・知覚・世界』岩波書店。  
 …………… 1982: 『新知覚新論』東大出版会。
- Peacocke, C. 1979: *Holistic Explanation*, Oxford U. P.
- Pereboom, D. 2001: *Living Without Free Will*, Cambridge U. P.
- Schlosser, M. E. 2011: 'Agency, Ownership, and the Standard Theory', in Aguilar, J. H.,  
 Buckareff, A. A. & Frankish, K. (eds.) 2011.
- 柴田正良 2003: 「素朴心理学が静かに消える日」, 戸田山・服部・柴田・美濃(編)『心の  
 科学と哲学』昭和堂, 所収。
- Stout, R. 2010: *Action, Acumen*.
- 山鳥重, 2011: 「Hughlings Jackson の知的遺産」, 『神経心理学』27巻4号。
- Velleman, J. 1992: 'What Happens When Someone Acts?' rep. in his *The Possibility of  
 Practical Reason*, Oxford, 2000.
- Williams, B. 1980: 'Internal and External Reasons', rep. in his *Moral Luck*, Cambridge U.  
 P. 1981.